

せい かつ ほ ご
生活保護のしおり

とうきょうとはむらしふくしじむしよ
東京都羽村市福祉事務所

とうきょうとはむらしみどりがおか
東京都羽村市緑ヶ丘5-2-1

でんわ
電話042-555-1111

このしおりは、生活保護を受けている間に必要となることが書いてありますので、初めから終わりまで必ず読んでください。

また、必要なときは見ることが出来るように、大切に保管しておいてください。

◎生活保護とは

生活に困っている人々に対して、生活保護法にもとづいて、最低限度の生活を保障し、自分の力、または他の方法で生活できるようになるまで援助する制度です。

生活保護は生活していく為の最後の手段です。保護を受けている間は、以下の努力や活用をしていただかなければなりません。

1. 働ける人は能力に応じて働いていただき、収入を得る努力をしてください。
2. 世帯の財産で活用できるものは、暮らしのために活用してください。
3. 年金、手当など他の制度を受けられるものはすべて受けてください。
4. 親、子供、兄弟姉妹などの援助を受けられる場合は受けてください。
5. その他、暮らしに役立つものがあれば活用してください。

※暴力団員の方は、原則として生活保護を受けることができません。

※生活保護受給中は、年金担保貸付を受けることができません。

※4.の扶養義務者の援助は保護の受給要件ではありません。

◎保護の種類

生活保護による援助を「扶助」といい、次の8つの扶助があります。国が定めた基準により世帯の生活の必要に応じて受けることができます。

1. 生活扶助 食べるもの、着るもの、光熱水費など日常の暮らしの
ための費用
2. 住宅扶助 家賃、間代、地代など
3. 教育扶助 学用品、教材費、給食費、学級費など義務教育に必要な
費用
4. 介護扶助 介護保険によるサービスを受けた時の自己負担額
5. 医療扶助 ケガや病気の治療のために病院へかかる費用など
6. 出産扶助 お産をするための費用
7. 生業扶助 高等学校等就学費用、仕事をするために技能や技術を身
に付けるための費用あるいは仕事につくために直接必要な
被服やそのほかの費用
8. 葬祭扶助 葬式の費用

※この8つの扶助において、臨時的な需要に応じて、臨時的最低生活費
(一時扶助費)の支給がありますが、支給には一定の条件があります。詳しく
は福祉事務所に聞いてください。

例：住宅更新料、通院交通費など

◎その他の援護

生活保護を受けている人には、次のような援護があります。手続きについては、福祉事務所に相談してください。

1. 地方税 都民税、市民税が課税されません。また固定資産税などが減免されます。
※地方税の減免には手続きが必要です。
2. 国民年金 保険料が免除されます。
3. 放送 NHK放送受信料が免除されます。
4. 交通 JR通勤定期乗車券が割引されます。
5. その他 都立高校授業料が免除されます。

◎保護を受ける人の権利

1. 一度決定された保護は、正当な理由がなく止められたり、減らされたりすることがありません。
2. 保護として受けたお金や品物には、税金がかかりません。
3. 保護として受けたお金や品物、または保護を受ける権利は、差し押さえられる事はありません。

◎保護を受ける人の義務

1. 保護を受ける権利を他人に譲り渡すことはできません。
 2. 働ける人は、その能力に応じて働いてください。
 3. 計画的な暮らしを心がけ、生活の維持、向上に努めてください。
 4. 自動車等の保有・運転は原則として認められていませんので、処分等していただく場合があります。
 5. 世帯に次のような変動があったときは、すぐに届出をしてください。
 - ア. 収入(給料・年金・手当など)に変更があったときや、就職、退職、転職をしたとき
 - イ. 住所や家賃が変わったとき
 - ウ. 家族に異動があったとき(転入・転出・結婚・離婚・入学・卒業など)
 - エ. 医者にかかったり、入院、退院、転院したとき
その他家族が変わったことがあったとき
 6. 福祉事務所の指導や指示に従わなければなりません。指導や指示は次のような場合に行われます。
 - ア. 働ける状況にあるのに働かないとき
 - イ. 働いているが、十分能力を活用していないと認められるとき
 - ウ. 収入、その他変動の届出をしないとき
 - エ. 健康の保持に努めていないとき
- ※正当な理由がなく、指導や指示に従わないときは、保護を受けられなくなる場合があります。

※収入の届出をしなかったり、うその届出など不正な方法で保護を受けたときは、それまでに受けた保護費を返還してもらいます。また悪質な場合は、法によって罰せられることがあります。

◎病気になったりケガをしたら

病気やケガの為に病院へ行くときは、福祉事務所で診療依頼書を発行しますので、福祉事務所に取りに来てください。それを持って生活保護法の指定の病院に行ってください。

診療依頼書は月末まで有効です。翌月もかかるときや、違う病気やケガで他の病院にかかるときには、改めて取りに来てください。

※医者にかかるときの注意

1. 生活保護法指定の病院以外には原則としてかかりませんので、通院・入院する病院が指定されているか、予め福祉事務所もしくは病院に聞いてください。
2. 休日・夜間・急病など診療依頼書を持たずに病院にかかったときには、すぐに福祉事務所に連絡してください。
3. 退院又は通院の必要がなくなった時は、必ず福祉事務所に連絡してください。
4. 国全体でジェネリック医薬品の普及に取り組んでいますので、医師がジェネリック医薬品の使用を認めている場合は、原則として使用してください。

けんこうほけんしょう ◎健康保険証のこと

こくみん けんこう ほけんしょう せいかつ ほご う つか ほけんしょう
国民健康保険証は、生活保護を受けると使えなくなりますので、保険証
しやくしょしみん か ほけんがかり かえ
を市役所市民課保険係へ返してください。

また、しゃかい ほけん つか じこ ふたんぶん せいかつ ほご いりょうふ じょ たいしょう
社会保険は使えますが、自己負担分は生活保護の医療扶助の対象
になりますので、しんりょういらいしょ こうふ かなら う ほけんしょう いっしょ びょういん
診療依頼書の交付を必ず受け、保険証と一緒に病院の
まどぐち だ
窓口に出してください。

ほごひ けいさん しかた ◎保護費の計算の仕方

ほごひ くに さだ さいていせいかつ ひ せたい しゅうにゅう くら
保護費は、国が定めている最低生活費と、あなたの世帯の収入を比べて、
しゅうにゅう すく ばあい ふそくぶん しきゅう
その収入が少ない場合に、その不足分だけ支給されます。

しゅうにゅう ※収入とは

きゅうりょう ちんぎん しゅうにゅう たいしょくきん ねんきん て あ し おく
給料・賃金・パート収入・ボーナス・退職金・年金・手当て・仕送
り・ほけんきん いしやりょう しつぎょう きゅうふきん せたい すべ しゅうにゅう
保険金・慰謝料・失業による給付金など、世帯の全ての収入です。

しゅうにゅう と あつか ぐわ ふく
なお、収入として取り扱わないものもありますので、詳しいことは福
し じ む し ょ き
祉事務所で聞いてください。

こうじょ ※控除とは

しゅうにゅう え ため けい ひ たと しょとくぜい しゃかい ほけんりょう こうつうひ じつび
収入を得る為の経費で、例えば所得税、社会保険料、交通費などの実費
きそ こうじょ きそ こうじょ しゅうにゅうがく きんがく
や基礎控除といったものです。なお、基礎控除は収入額によって金額が
ちが ほか しんき しゅうろう こうじょ さいみまん こうじょ ぐわ
違います。その他にも、新規就労控除、20歳未満控除などがあります。詳
しいことはふくし じむしょ き
祉事務所で聞いてください。

※収入認定変更とは

あなたの収入申告に基づいて、収入額と控除額を認定し、その差し引き額を最低生活費に充当させて、適正な保護費を決定することです。

特に、働いて収入を得ている方は、毎月々の収入申告を基に収入認定変更を行います。保護費を支給した後で変更の手続きを行うことがあり、この場合は変更する前と変更した後の保護費に過不足が生じることがあります。

収入認定変更の結果、支給済みの保護費が不足した場合は追加して不足分の保護費を支給しますが、過払いの場合は、過払い分の保護費を返して頂くこととなります。(過払い分の保護費を翌月の収入とみなして翌月の保護費に収入充当する場合があります。)

◎保護費の支給方法

原則として、毎月月初日以降に指定された金融機関の口座に振り込みます。

なお、保護の開始のときや特別な場合は福祉事務所で支払います。

また、入院中等の方には送金も出来ます。

◎保護費の返還

資産があるにもかかわらず保護を受けたときや、収入増や入院などで保護費を支払いすぎたときは、福祉事務所に返してもらいます。

◎不服のあるとき

福祉事務所の決定に不服があるときは、決定のあった事を知った日から3か月以内に東京都知事に対して審査請求をすることができます。

◎地区担当員(ケースワーカー)の役割

地区担当員は、皆さんからの色々な相談に応じたり、困っている問題の解決方法を一緒に考え、助言をします。困ったことがあるときは、地区担当員に相談してください。

また、地区担当員は皆さんが保護を受けている間、家庭訪問をして生活の様子を尋ねたり、必要な指導や指示を行います。

◎民生委員

民生委員は、福祉事務所などの仕事に協力していただいている、地域の方です。いつでも気軽に相談してください。

あなたの世帯の地区担当員 (ケースワーカー)

『       』

電話 042 (555) 1111 内線 115